令和９年度　青森市企業局交通部
会計年度任用職員募集職種等について

【営業所事務補助】

（１）身　　分　パートタイム会計年度任用職員
（２）勤務時間　８：３０～１６：００（休憩１２：００～１２：４５）
　　１日６時間４５分　※時間外勤務あり
（３）勤務形態　完全週休２日制（土日）、祝日休み、年末年始休み
（４）勤務場所　（雇入れ直後）東部営業所又は西部営業所
　　（変更の範囲）企業局交通部の所管する施設
（５）業務内容　（雇入れ直後）青森市自動車運送事業に係る営業所事務補助、乗車券受払い・発売業務、その他必要業務
　　（変更の範囲）なし
　　【参考】主に会計システムを使用した会計処理事務、収納報告書作成事務、遅延証明書等の各種証明書発行業務、拾得物管理業務、路線案内、乗車券受払・発売業務、その他事務補助
（６）基 本 給　月額　１７０，５３５円～
　　※関連規定の改正等により今後改定になる場合があります。
　　※前年度に１年間の良好な勤務実績があり、引き続き再度任用されたかたは昇給対象となります。
　　賞　　与　６月・１２月に支給
　　期末手当　最大年間１．６４１２５月分
　　（令和８年度から引き続き再度任用されたかたは、最大年間２．５２５月分）
　　勤勉手当　最大年間１．３８１２５月分
　　（令和８年度から引き続き再度任用されたかたは、最大年間２．１２５月分）
　　※期末手当・勤勉手当の支給については、関連規定の改正等により変更になる場合があります。
　　※期末手当・勤勉手当は、任用期間や勤務時間等により支給されない場合があります。
　　その他手当　通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等（退職金はなし）
（７）社会保険　健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
（８）雇用期間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
　　※１年毎に再度の任用あり（勤務実績及び面接により選考）
（９）有給休暇　労働基準法により付与
（10）特別休暇　忌引、結婚休暇、病気休暇等
（11）服　　務　原則、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。
　　・信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務などが適用となります。
　　・分限及び懲戒の対象となります。
　　災害対応など緊急業務が発生した場合には、災害対応業務に従事することがあります。
（12）条件付採用　原則、採用後１か月間を良好な成績で勤務することで正式採用
（13）災害補償　労災保険適用

○応募資格等
・パソコンの基本操作及びワードやエクセルを使用できるかた

○申込必要書類
・会計年度任用職員申込書